

健康保険法施行規則第 53 条第 1 項第 5 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法
の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 7 年 9 月 18 日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局保護課

健康保険法施行規則第 53 条第 1 項第 5 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（案）について、令和 7 年 7 月 7 日（月）から同年 8 月 5 日（火）まで御意見を募集したところ、4 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療扶助を受けている者に対しても、その資格情報通知書を交付すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度においては、医療機関等で資格確認を行う際はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を原則とした上で、急迫した事由その他やむを得ない事情（委託先医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を行うこととしています。 ・その上で、紙の医療券・調剤券を持たない被保護者がマイナンバーカードにより受診しようとしたが、何らかの事情（例えば、委託先医療機関等でオンライン資格確認が導入されているものの、カードリーダー等の機器不良やネットワークの不具合等が発生した場合等）で資格確認を行えなかった場合は、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会することによって、資格確認を行うこととしています。 ・このため、医療保険における資格情報通知書に相当するような書面の交付は必要ないと考えています。

<p>2</p>	<p>本案では「療養の給付を受けようとする者が病院等から被保険者であることの確認を受ける方法について、スマートフォンでの保険証利用が実施できなかった場合の資格確認方法として、当分の間、移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いてマイナポータルで取得した保険資格に係る情報を提示する方法とする。」とされています。</p> <p>「スマートフォンでの保険証利用が実施できなかった場合」については、いくつかの理由が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関のカードリーダーの不具合、停電等 ・スマートフォンの故障・電池切れ ・マイナンバーカードの有効期限切れ・電子証明書有効期限切れ <p>このうち、「医療機関のカードリーダーの不具合、停電等」については、「移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いてマイナポータルで取得した保険資格に係る情報を提示する方法」で問題ないと考えられます。</p> <p>一方で、スマートフォンが故障等で使えなくなっている場合にはその情報を提示することが不可能です。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限切れの場合もやはりその情報は提示できないと考えられます。</p> <p>これらの「移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いてマイナポータルで取得した保険資格に係る情報を提示する方法」が使えないケースにおいてはどのような資格確認方法を用いるのでしょうか。</p> <p>もしくは、資格確認ができない以上償還払いとするのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等の故障や電池切れにより有効な資格確認が行えない場合については、マイナンバーカードを用いた資格確認等を行う必要があります。 ・スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードを用いて資格確認を行うことができなかった場合に、当該者が有効な資格確認書を持参している場合には、資格確認書による資格確認も可能です。 ・スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの利用により、なりすまし受診が増えることのないよう留意した上で対応してまいります。
----------	---	--

マイナ保険証利用者には原則として資格確認書は交付されませんが、以下の場合にはスマートフォンの保険証利用をする方が資格確認書も持っていることがあります。

- ・資格取得時（被扶養者としての認定時含む）に資格確認書の発行を希望し、交付された資格確認書の有効期限内である場合
- ・マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず資格確認書を交付する保険者（一部自治体の国民健康保険等）に加入している場合
- ・要配慮者（施設入居者等）である場合

上記に該当する方が「スマートフォンでの保険証利用ができなかった」場合には資格確認書の提示により資格の確認を受けることもできる、という認識で良いでしょうか。

一方で、原則どおりの事務運用（マイナ保険証利用者には（要配慮者を除き）資格確認書を交付しない）を行っている保険者に加入している場合、スマートフォンの保険証利用をする方は資格確認書を持っていません。

このため、以下の方法が認め得るものとして挙げられます。（いずれも認めない場合は償還払い。）

1. マイナンバーカードと資格情報通知（保険者が交付したもの）の同時提示
2. マイナンバーカードと過去の受診時の資格情報の記録（再診の場合）
3. マイナンバーカードと被保険者資格申立書（初診の場合）

ただ、「スマートフォンでの保険証」の最大のメリットは「マイナンバーカードそのものを持ち歩かずに済む」ということであろうと思われますので、「故障や電池切れに備えてマイナンバーカードと資格情報通知も同時に携帯してください」というのは、そのメリットを著しく減ずるものとなります。

	<p>一方で、「スマートフォンでの保険証利用が実施できない」ケースのうち、特に「スマートフォンの故障・電池切れ」や「マイナンバーカードの有効期限切れ・電子証明書有効期限切れ」においては、医療機関が「患者が携帯しているスマートフォンが保険証利用に対応したものであるかどうか」を把握する術は、は基本的に想定できないため、「スマートフォンでの保険証利用を想定して受診した患者に限り、『資格情報通知（保険者が交付したもの）のみを提示』『過去の受診時の資格情報の記録（再診の場合）』『被保険者資格申立書（初診の場合）』のみでの資格確認を認める」とすることは現実的には困難と思われます。</p> <p>「スマートフォンでの保険証利用を実施するつもりで受診したがスマートフォンの故障等により実施できない」と主張しさえすれば資格申立書等のみでの受診が可能、ということになれば、前に加入していた医療保険の資格を騙って受診するなりすまし受診（資格喪失後受診）や別人の資格を騙って受診するなりすまし受診のリスクはかえって高まることにもなるため、「デジタル活用による利便性推進によりかえってなりすまし受診が増えた」とならないような整理をいただきますようお願いいたします。</p>	
3	<p>>2 改正の概要</p> <p>>(2) 生活保護関係</p> <p>個人番号カード（マイナンバーカード）についての取得の必要性があるはずではないはずである。</p> <p>また、1 については、個人番号カードは単なる身分証明書として提示を行っているに過ぎず、その電子的な機能については用いられていないものと思われるのであるが、そうであれば、他身分証明書を用いる事によっての本人確認でもよいはずである。</p> <p>であれば、医療扶助の受給資格の情報については、個人番号カード・マイナポータルに依存しないような形での取得も可能とした方が良いのではないかと考える。（医療扶助の受給は、個人番号カード・マイナポータルに依存</p>	<p>・医療扶助の受給資格の有無の確認については、原則としてマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行うこととしているところ、「単なる身分証として提示を行っている」という御指摘は当たらないと考えています。</p>

	<p>しないような形であるべきと考える。その必須性は無いはずであり、個人番号カード周辺には依然としてセキュリティ懸念の存在があるので、個人番号カードの取得を必須の条件にしないべきと考える。）</p> <p>（なお、国民としては、健康保険・社会保障関係については、国が、個人番号カード以外の、IC チップ付きカードを作り、事務に用いれるようにするのが望ましい・適切と考える。そのような、事務目的について特化したカードを用いれるのであれば、健康保険関係の番号についてカード面への記載を行う事も可能なはずであり、また個人番号カードについての役割・重要性の過度の集中を緩和する事が可能となり、加えて個人番号カード周辺システムについてのセキュリティ懸念・リスクから個人番号カードの取得を行っていない者についても IC チップ付きカードによっての本人確認等が行えるようになる事から、そのようなカード（の交付を受けれる制度）を作る事は（ヒューリスティックな部分も多分にあるのであるが）作らないよりも情報工学的・セキュリティ工学的に強く望ましい事ではないかと思われるのであるが、国にはそのようなカード（IC チップ付きの健康保険・社会保障用のカード）を策定し発行する事を求めたい。）</p> <p>意見は以上である。</p>	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法令は重要ですが、概要を読み解くことが困難。パブリックコメント制度の目的「広く一般から意見を募る」を達成できているか疑問です。 ・ マイナンバーカードが手元になくとも、スマートフォンに保険証情報を格納することができることに対して、確認できない場合の厚生労働大臣が定める方法を決めるものであり、マイナポータルで保険証情報を提示するものとする と 解 します。 <p>法改正の目的としてはマイナンバーカードがなくとも各種マイナポータルでのサービスが利用できるようになることであり、このような現象が発生するケースはマイナポータルでも被保険者情報が確認もできない場合が想定され、対応としては不足と思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要に示す当該改正の趣旨は、スマートフォンに搭載したマイナンバーカードを用いて電子資格確認を行うことができなかつた場合に、スマートフォンを用いてマイナポータルで取得した資格情報を用いて資格確認を行うことができることを定めるものであり、マイナポータルで被保険者情報が確認できないことが想定されるわけではなく、本対応により

<p>そもそも、医療機関で保険証を提示させる目的は、被保険者の資格確認と本人確認の要素があったと思われます。しかし、本人確認はなりすましの問題、資格の確認はシステム設計仕様運用に起因する資格が確認できない現象が発生しております。</p> <p>運用としては、患者が保険証を提示することに拘らず、医療機関がなりすましを防止でき、被保険者資格を確認できれば目的は達成できるものと思われ、今回の規則改正において、運用によって、医療情報ネットワークの活用や本人確認、資格確認のあり様が改善され、円滑な運用ができるようになることを期待します。</p>	<p>スマートフォンに搭載したマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認ができなかった場合でも資格確認が行えるものと考えています。</p>
--	--